

日程第18 議案第8号 橋本市男女共同参画推進条例について

○議長（中本正人君）日程第18 議案第8号 橋本市男女共同参画推進条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第8号については、総務委員会に付託いたします。

日程第19 議案第9号 橋本市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

○議長（中本正人君）日程第19 議案第9号 橋本市個人情報保護条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番 高本君。

○7番（高本勝次君）ちょっとお聞きしたいんですけども、54ページに書いてありますが、ここで下のほうに書いてます「個人情報（個人情報に該当しない特別個人情報を含む。）」という意味がわからないんですけど、どういう意味か説明していただきたい。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）第2条の改正につきましては、特定個人情報、情報提供と記録の用語の定義付けをするための規定を追加したものでございまして、本人の定義に関する個人情報の範囲が、市条例と番号法で異なる

ため、番号法において定義付けられた特定個人情報に対して、市条例の適用から外れることがないように、括弧書きの規定を追加したものでございます。

○議長（中本正人君）7番、よろしいですか。

7番 高本君。

○7番（高本勝次君）ちょっとわかりにくいんですけど。すみません。

○議長（中本正人君）再度。わかりやすく。

副市長。

○副市長（森川嘉久君）わかりやすく簡単に申し上げますと、今回の、この条例の改正につきましては、いわゆるマイナンバー制度の発足に伴う改正でございまして、その中で、第2条の定義のところを見ていただきますと、2号のところ、「特定個人情報」という定義がされております。これは、今回成立いたしました法律に伴うものの個人情報の定義でございまして、それを含めて個人情報という新たな形で、従来から定義されておりました個人情報に、この特定個人情報も含めて、今回は、この個人情報保護条例については、従来の個人情報プラス、マイナンバー制度に伴う特定個人情報を含めて個人情報をいうということになりましたので、そういう形で第1条の目的に関しましては、この特定個人情報を含むものであるということ、はっきりと問わせていただいております。ということで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（中本正人君）ほかにご覧いませんか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）具体的にどういうことでしょうか。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）改正の趣旨でございますけども、平成25年5月31日に、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律というのがあります。それが公布されまして、いわゆるマイナンバー制度の運用が開始されたことに伴い、橋本市の個人情報保護条例において、マイナンバーを含む個人情報についての規定を整備する必要が生じたために、条例を改正するものです。

もともとは、個人情報という定義はマイナンバーがなかったんですけども、このマイナンバー法が施行されることに伴い、特定個人情報を含む個人情報も対象になるということで改正をしたものでございます。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）全然わからないんですけども、具体的にどういうことが、どういうふうに変ったのかということを説明していただけますか。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）特定個人情報といまして、個人番号を、その内容を含む個人情報ということで、もともとは個人情報だけであったんですけども、番号、例えば特定個人情報ということで、個人番号、それから、符号等を含む情報についても個人情報に含まれるということで、そういう改正をしております。

○議長（中本正人君）ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第9号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第9号 橋本市個人情報保護条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第10号 橋本市手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（中本正人君）日程第20 議案第10号 橋本市手数料条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第10号については、総務委員会に付託いたします。

日程第21 議案第11号 橋本市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（中本正人君）日程第21 議案第11号 橋本市住民基本台帳カードの利用に関する条

例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第11号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第11号 橋本市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第12号 橋本市民会館設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（中本正人君）日程第22 議案第12号 橋本市民会館設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）議案第12号から議案第15号は、利用料といいますか、使用料の値上げなんですけども、この4件で、だいたいのぐらいの増収を見込まれているんでしょうか。

○議長（中本正人君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）阪本議員からの質問の前に、今回改正させていただいた理由だけを、ちょっと先に述べさせていただきたいと思えます。その上で答弁に答えていきたいと思えます。

今回改正するに至った理由でございますけれども、私のほうから説明させていただきたいと思えます。

今回の改正は、本市が平成23年11月に定めた、「使用料・手数料等に関する基本方針」に基づきまして、今回、使用料・手数料を改正するものでございます。

本市は新市合併後、旧橋本市、旧高野口町でも取り組まれてきた行財政改革を継承しつつも、新たに橋本市、新市となってから新たに橋本市行政改革大綱、それから、集中改革プランを策定いたしまして、さまざまな分野での行政改革に取り組んできたところでございます。

その中でも、使用料・手数料につきましては、合併後に調整を図られながらも、そのほとんどがそのままの状態の新市に引き継ぐというような形となっておりまして、適正な負担の検証がなされていなかったということでございます。

このような状況の中で、平成23年6月に策定されました橋本市行政改革推進計画におきまして、具体的な取り組みとして、使用料・手数料に関する基本方針の策定を明記させていただいて、その同年11月に、この同基本方

針を策定するに至っております。

この使用料・手数料に関する基本方針については、市民負担の公平性、公正性を確保するというので、受益者負担の原則を基本的な考え方として、それぞれの施設やサービス環境等の状況に応じて見直しを行うこととしてございます。

なお、議案第13号から議案第15号までの条例の一部を改正する条例につきましても、同様の趣旨で使用料を改正するものでございますので、よろしく申し上げます。

その後の答弁につきましては、担当部長のほうから答えさせていただきます。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）市民会館の使用料収入の増額の見込みでございますけれども、およそ500万円程度の収入増を見込んでおります。もともとは、減免の金額を無視しまして、一応1,000万円程度の収入であったものが1,500万円程度の収入というふうになりますので、500万円程度の増収というふうを考えております。

○議長（中本正人君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第12号については、総務委員会に付託いたします。

日程第23 議案第13号 橋本市都市公園条例の一部を改正する条例について

○議長（中本正人君）日程第23 議案第13号 橋本市都市公園条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）全部まとめたつもりだったんですけど、すいません。この公園の分についても、どのぐらいの増収を見込まれてますでしょうか。

○議長（中本正人君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）まず、私のほうから、運動公園の使用料についてお答えをいたします。現行、プール、テニスコート、それから多目的グラウンドで2,500万円程度の収入がございますが、1.2倍となりますので、3,000万円の収入になる見込みでございます。全く同じような利用状況でありますと、500万円が収入増ということになります。運動公園につきましては、ご存じのように文化スポーツ振興公社のほうに指定管理をしております。この収入については、指定管理者である文化スポーツ振興公社のほうに入ることになります。で、この収入が増加するというのでございますので、逆に、市が支払いをしております指定管理料が、単純に考えれば同額の減額ということになると思います。

○議長（中本正人君）ほかにありませんか。

建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）都市公園のうちで、神野々緑地でございますけれども、これにつきましては、今回の見直しで、約70万円程度の増額になるかというふうに予想しております。

○議長（中本正人君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第13号については、経済建設委員会に付託いたします。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）大変申しわけございません。先ほどの市民会館の増収額ですけ

ども、計算いたしましたところ、増収額につきましては176万円程度の増収ということで、訂正しておわび申し上げます。

日程第24 議案第14号 橋本市立社会体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（中本正人君）日程第24 議案第14号 橋本市立社会体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）同じく、どのぐらいの増収の見込みなのか、お願いいたします。

○議長（中本正人君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）まず、伏原でございますけれども、約28万円の増となる見込みでございます。それから、学文路体育館等でございますけれども、6万6,000円程度の増になるということでございます。

○議長（中本正人君）ほかにありませんか。

20番 辻本君。

○20番（辻本 勉君）ちょっとこれ、見せていただいたら、今回、伏原のテニスコートが入っておるんですが、学文路スポーツセンターのテニスコートが1,038円になって、伏原が953円になってますね。これは、なぜ統一をしないんでしょうか。同じようなテニスコートであって、金額が、使用料が違うというのは、私はちょっとおかしいのではないかと、思うんですけど。

○議長（中本正人君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）お答えをいたします。伏原テニスコートについてはハードコートでございます、その他のコートにつきましては人工芝ということで、コート自体の仕

様が違いますので、今回、伏原については現行のとおりといたしますか、ちょっと差をつけさせていただいたということでございます。

○議長（中本正人君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第14号については、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第25 議案第15号 橋本市立文教施設利用に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（中本正人君）日程第25 議案第15号 橋本市立文教施設利用に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

この際、当局から発言の申し出がありますので、これを許します。

教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）ただ今からご審議をいただきます、橋本市立文教施設利用に関する条例の一部を改正する条例につきまして、多数の誤りがございました。本来ですと、正誤表により訂正をお願いするところでございますが、正誤表、正誤であらわしますと、かえってわかりづらいことから、今回は事前にお配りをした訂正後の議案書で審議をいただきますようお願い申し上げます。

不手際をおわび申し上げます。今後このようなことがないように、細心の注意を払ってまいりますので、よろしくご審議願います。

○議長（中本正人君）ご了承願います。

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）同じく、どのぐらいの増収を見込まれてますでしょうか。

○議長（中本正人君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）公民館、地区公民館も含めてですけれども、社会教育認定団体ですとか、それから、各館のサークルにつきましては、社会教育ということの発展の意味も込めまして、大半、減免・免除をしております。このため、中央公民館で約40万円程度の増収となる見込みでございます。

○議長（中本正人君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第15号については、文教厚生委員会に付託いたします。